

千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標達成状況 及び対策の実施状況

1 目標達成状況

千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）では、2つの全体目標を掲げており、それぞれの達成状況は以下のとおりである。

①被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑える

平成27年度の被害金額はおよそ2億1,000万円、被害面積はおよそ293haと、高止まりの状況が続いており、目標は達成できなかった（図1）。

②生息域拡大の防止を図る

平成23年度にイノシシによる農作物被害が発生した市町は22市町であったが、平成27年度に農作物被害が発生した市町は27市町と増加しており、目標は達成できなかった（表1）。

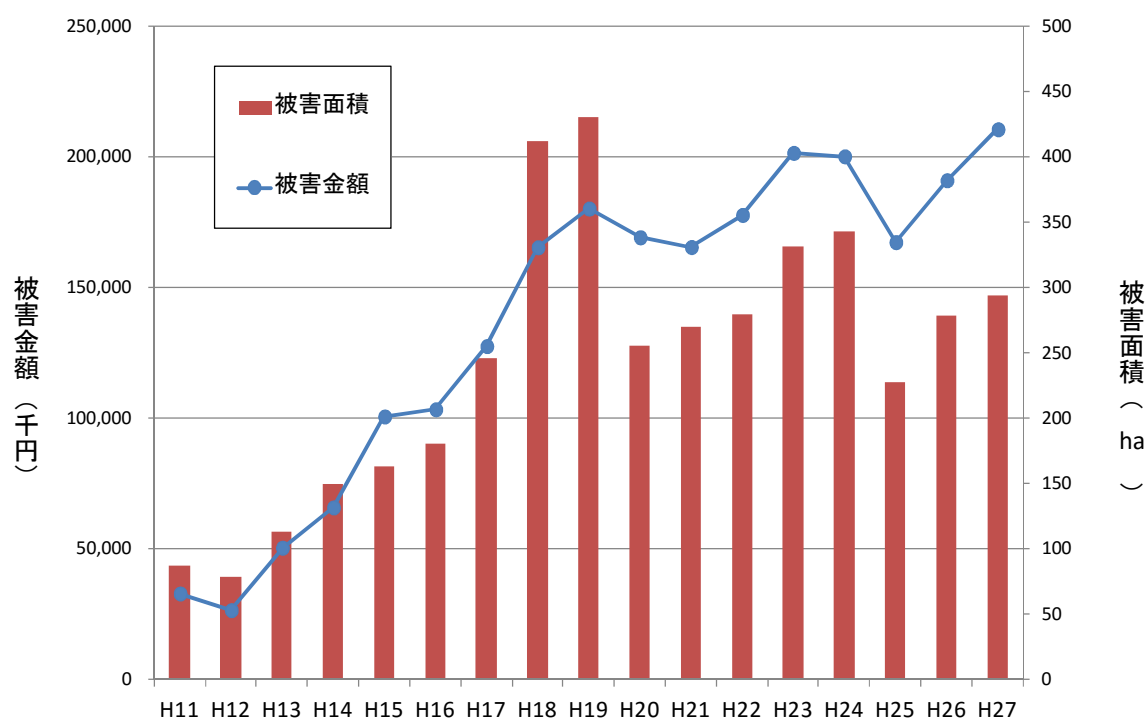


図1 イノシシによる農作物被害の推移

表1 イノシシによる農作物被害が発生した市町村

	H23	H24	H25	H26	H27
千葉市			○	○	○
八千代市			○	○	○
成田市	○	○	○	○	○
佐倉市				○	○
印西市	○	○	○	○	○
多古町				○	
白井市			○		
香取市					○
匝瑳市					○
東金市	○	○	○	○	○
山武市	○	○	○	○	○
県北部計	4	4	7	8	9
市原市	○	○	○	○	○
茂原市	○	○	○	○	○
一宮町	○	○	○		○
睦沢町	○	○	○	○	○
長柄町	○	○	○	○	○
長南町	○	○	○	○	○
勝浦市	○	○	○	○	○
いすみ市	○	○	○	○	○
大多喜町	○	○	○	○	○
御宿町	○	○	○	○	○
館山市	○	○	○	○	○
鴨川市	○	○	○	○	○
南房総市	○	○	○	○	○
鋸南町	○	○	○	○	○
木更津市	○	○	○	○	○
君津市	○	○	○	○	○
富津市	○	○	○	○	○
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○
県中南部計	18	18	18	17	18
合計	22	22	25	25	27

※農地農村振興課による被害状況調査で、イノシシによる被害金額（被害面積）を計上した市町村数。

また、数値目標として、「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」の3つの区分ごとに農業被害の目標値を定めているが、いずれの地域でも目標を達成できなかった（表2）。中でも、「前線地域」の被害が急増しているが、これは、数値目標を設定した平成24年（イノシシ対策計画の策定時）時点では「前線地域」であったものの、分布の拡大や個体数の増加に伴い、それらの地域が「拡大防止地域」や「被害対策地域」に移行したものと考えられる。つまり、近年になり被害が拡大した地域では、対策が追いついていない状況を示唆しているものと推察される。

このため、特に近年に被害が急増している地域で、対策を強化する必要がある。

表2 被害軽減目標の達成状況

	被害金額（千円、%）		被害面積（ha、%）	
	目標値 （平成28年度）	現状値 （平成27年度）	目標値 （平成28年度）	現状値 （平成27年度）
被害対策地域	119,489	134,430	201	186.81
拡大防止地域	42,516	48,167	47.15	74.55
前線地域	3,265	24,169	3.32	32.73
合計	165,270	206,766	251	294.09

※平成28年度の被害金額及び被害面積を目標値としているが、現状値は平成27年度の数値を用いている。

2 対策の実施状況

別紙のとおり

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づく対策の実施状況

項目	第1次イノシシ管理計画の記述	実施状況	評価
<p>6(1)防護柵の設置 (17ページ)</p>	<p>①広域的な防護柵の設置推進</p> <p>②防護柵の維持管理手法や維持管理に係るマニュアル作成及び普及、地域主体の維持管理の促進</p>	<p>①国の交付金の活用により、受益農家3戸以上を条件に、防護柵設置に対し補助を行った。また、3戸要件に満たない場合は、県による補助により防護柵設置を促進した。</p> <p>②防護柵の維持管理に係るマニュアルは作成できなかった。地域主体の維持管理の促進については、平成27年度に「獣害と戦う農村集落づくり事業」を7地区で実施し、集落全体で維持管理する必要性について地元住民に指導するとともに、体制整備を促進した。また、平成27年度に有害獣対策指導員が電気柵の巡回点検を、3,860箇所において実施した。</p>	<p>防護柵の設置については、設置に対する補助を行うことで、柵の設置距離は確実に増加している状況である。一方で、設置した防護柵の維持管理が十分に実施されていない場合があることから、地域ぐるみで維持管理する必要性の普及や、維持管理の体制づくりの支援等とおし、地域主体の維持管理を促進する必要がある。</p>
<p>6(2)生息環境管理 (18ページ)</p>	<p>①生息環境管理に関する被害防止対策の積極的な活用の促進</p> <p>②里山再生に向け、都市住民との共同による取組の推進</p>	<p>①平成27年度に「獣害と戦う農村集落づくり事業」を7地区で実施し、緩衝帯の整備や放棄果樹の伐採を行った。</p> <p>②県有林を活用した森林整備活動を推進する「法人の森協定」の協定数は、平成27年度末時点で13箇所、対象面積は34.12ha。また、土地所有者等と里山活動団体が協定を締結し、それを知事が認定する「里山活動協定認定」の件数は、平成27年度末時点で125件(累積)と着実に増加している。</p>	<p>生息環境管理に係る取組は着実に進展しているものの、左記の事業等による取組の実施範囲は限られることから、これまでの取組を進めるとともに、得られた知見を広く普及する必要がある。</p>
<p>6(3)捕獲の取組 (18ページ)</p>	<p>【許可捕獲】 ○市町村 ①市町村による許可捕獲は、個体数管理に結びつく、効果的・効率的な捕獲方法や有効な時期に実施</p> <p>②市町村間の連携を含めた広域的な捕獲の促進</p> <p>○県 ③市町村の捕獲の取り組みに対し、補助金等により支援</p> <p>④捕獲許可権限の市町村委譲の推進</p> <p>⑤銃器による捕獲の事故防止対策を市町村に周知徹底</p> <p>【狩猟】 ⑥狩猟による捕獲数の増加のため、狩猟免許取得者、特にわな猟免許所持者の確保</p> <p>⑦有害鳥獣を捕獲した成績優秀者の表彰</p> <p>⑧狩猟期間中に県職員や鳥獣保護管理員が巡回し、狩猟者に安全指導</p> <p>⑨地元住民への周知、市町村等との連携強化による事故防止</p>	<p>①平成27年度の許可捕獲による捕獲方法は、およそ75%が箱わなによる捕獲であるが、そのうちおよそ半数が幼獣であった。</p> <p>②広域捕獲の実施は、長柄町・長南町・睦沢町が連携し、銃器による広域捕獲を実施した。その他の地域では、広域捕獲は実施していない。</p> <p>③野生獣管理事業により、平成27年度は22市町に対し、計19,766頭分のイノシシ捕獲に対し助成した。</p> <p>④市町村委譲の推進は図っているものの、委譲を希望する市町村が限られており、委譲が進んでいない。</p> <p>⑤県が策定した「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」を基に、捕獲の主体である市町村が安全対策を図っている。また、平成27年度に有害鳥獣捕獲員研修を11回開催し、有害鳥獣捕獲事業で銃器を使用する1,052名の捕獲員に対し、安全対策に係る研修を実施した。</p> <p>⑥近年、新規免許取得者は増加傾向にある。中でも、わな免許取得者が増加しており、平成27年度の新規取得者のおよそ7割がわな免許である。</p> <p>⑦平成26年度の狩猟については4地域4名に対し、平成27年度の狩猟についても4地域4名に対しそれぞれ表彰した。</p> <p>⑧平成27年度の初猟日に県職員等が各地域の猟場を巡回した。また、狩猟期間中に鳥獣保護管理員がおよそ2,000回(のべ数)巡回した。</p> <p>⑨狩猟の解禁について、HP等を通して周知した。また、事故防止については、「狩猟事故及び事故防止対策会議」を全体で1回、地域振興事務所ごとに計11回開催した。</p>	<p>野生獣管理事業の活用等により、イノシシの捕獲数は増加しているが、被害低減には十分に結びついていないことから、捕獲数だけでなく、捕獲の質について見直す必要がある。</p> <p>特に、農作物被害を低減させるには、被害地周辺での捕獲が有効であることから、被害地周辺での捕獲を促進する必要がある。</p> <p>また、個体数管理を行う上では、成獣を確実に捕獲することが重要なことから、成獣を選択的に捕獲するための捕獲方法や、成獣を捕獲することの重要性を普及する必要がある。</p> <p>免許取得者については、狩猟免許試験の回数を増やしたこと等から、平成27年度に新規取得者が急増した。引き続き、被害対策という観点から、特にわな免許の取得を推進する必要がある。</p>

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づく対策の実施状況

項目	第1次イノシシ管理計画の記述	実施状況	評価
6(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業 (19ページ)	<p>①管理目標の達成のため、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する</p> <p>②市町村との役割分担を考慮し、調整をおこなった上で実施区域を選定する</p> <p>③事業の実施にあたっては、実施計画に実施区域や期間、目標等を定める</p> <p>④事業結果の把握や評価をするための体制整備、必要に応じた研究者との連携</p>	<p>①平成27年度に、イノシシの分布拡大防止及び縮小を目的に、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した。</p> <p>②実施にあたっては、生息状況調査の結果や、地域の関係者と調整した上で、分布の飛び地である成田地域及び外縁部である長生地域を、実施区域に選定した。</p> <p>③目標、実施区域、実施期間、捕獲方法、捕獲規模等を定めた実施計画を策定した。策定した実施計画に基づき、箱わな及びくりわなを用いて、およそ30日間捕獲を実施し、成田地域で3頭、長生地域で9頭、合計で12頭のイノシシを捕獲した。</p> <p>④平成28年度の生息状況調査の結果と平成27年度の捕獲結果を基に、平成27年度の事業評価を実施した。また、イノシシ小委員会を開催し、平成27年度の事業評価(案)や平成28年度の実実施計画(案)について、研究者等の専門家から意見を聴取した。</p>	<p>調査の実施、関係者との調整、実施計画の策定、捕獲の実施、評価と必要な手順を踏み、計画的に事故なく事業を実施することができた。</p> <p>しかしながら、捕獲期間がおよそ30日間と限定的であり、捕獲数も12頭に止まったことから、目的を達成するため、より効果的に事業を実施する必要がある。</p>
7(1) 対策の普及 (20ページ)	<p>①被害発生前の対策促進のため、生態や痕跡の見分け方、対策方法等の普及。</p> <p>②特措法に基づく被害防止計画の策定促進。</p> <p>③放獣や飼育イノシシの脱走防止のための普及・啓発。</p>	<p>①被害対策地域連絡会議において、事前対策及び初期対応について市町村担当者等に普及した。生態や痕跡の見分け方については、十分に普及できなかった。</p> <p>②被害防止計画を策定している市町村は、平成26年度末の45市町から変動はない。</p> <p>③人為的な導入を防ぐための普及・啓発は実施できなかった。</p>	<p>イノシシの分布拡大が急速に進んでいるため、被害発生前や発生直後に素早く対応することが、分布拡大を防止する上で重要である。また 被害を減少させるためには、被害対策の直接的な従事者だけでなく、被害対策を推進する行政職員も正しい知識をもち、効果的な対策を実施することが重要であることから、普及・啓発をより充実させる必要がある。</p>
7(2) 捕獲の担い手確保 (21ページ)	<p>①鳥獣被害対策実施隊及び捕獲隊の設置促進</p> <p>②狩猟免許取得促進事業補助金の活用による、わな猟免許所持者の増加</p> <p>③免許所有者を対象にした捕獲技術向上の研修</p> <p>④認定事業者等の新たな捕獲の取組の活用</p>	<p>①実施隊の数が3市町(平成26年度末)から9市町(平成28年10月現在)に増加した。</p> <p>②10市町の計159人に対し、わな免許取得のための経費補助を行った。わな猟免許所持者が、1865人(平成26年度末)から、2120人(平成27年度末)に増加した。</p> <p>③平成27年度に市町村の有害鳥獣捕獲員17名を対象に、罟技術向上研修を1回実施した。</p> <p>④平成27年度に実施した指定管理鳥獣捕獲等事業において、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲を実施した。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊やわな免許所持者の増加等、捕獲の担い手を増やす取組の成果が出てきている。</p> <p>しかしながら、狩猟免許所持者の総数は減少し続けていることから、引き続き積極的に捕獲の担い手を増やす取組を実施する必要がある。</p>
7(3) 食肉利用 (21ページ)	<p>①肉質調査等の結果を情報提供</p> <p>②衛生的で安全なイノシシ肉の流通促進</p> <p>③処理施設間での情報交換会の開催</p>	<p>①県内処理加工施設で加工されるイノシシ肉については、放射性物質検査を実施し、結果をHPで公開した。</p> <p>②平成27年度に、イノシシを食用肉として処理・販売する者や狩猟者を対象に、イノシシ肉処理衛生管理講習会を1回開催した。また、国の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に「千葉県イノシシ肉に係る衛生管理ガイドライン」の内容を盛り込んだ、「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」の策定を進めている。</p> <p>③施設処理間での情報交換会は実施できなかった。</p>	<p>左記以外にも、平成28年度に「房総ジビエ活用普及事業」により、飲食店を対象に衛生管理や調理方法の講習会を開催したり、フェアの開催による消費者へのPR等を実施したりと、食肉利用を推進するための取組が積極的に実施された。</p> <p>今後も、放射性物質検査の結果等の積極的な情報提供も含め、安心・安全なイノシシの食肉利用を推進する必要がある。</p>

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づく対策の実施状況

項目	第1次イノシシ管理計画の記述	実施状況	評価
<p>7(5)モニタリング等の調査研究 (21ページ)</p>	<p>①モニタリング項目 【毎年行う内容】 ・捕獲実態の調査 捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重 ・CPUE ・SPUE ・農作物の被害状況 【検討すべき調査内容】 ・胎児数の調査、齢査定等 ・イノシシの感染症問題に係る情報収集</p> <p>②基礎データ収集体制の確立</p>	<p>①②「毎年行う内容」については、市町村及び捕獲従事者の協力を得て、情報収集することができた。一方で、「検討すべき調査内容」は実施することができなかった。</p>	<p>基本項目を収集することができたが、データに欠損がある場合が多 数見受けられることから、引き続き市町村や捕獲従事者に対し、捕獲 個体のデータ収集への協力を求める必要がある。 妊娠率については、捕獲報告に基づいて胎児の有無を把握してい るが、正確性に疑義があるため、検証が必要である。 検討すべき調査項目については、収集することができなかったこと から、これらの収集に向け、収集体制等を検討する必要がある。</p>
<p>7(6)その他 (22ページ)</p>	<p>①積極的な情報公開</p> <p>②フィードバックシステムの確立</p>	<p>①平成27年度の捕獲状況やSPUEの結果を示した、捕獲状況調査結果報 告を狩猟者に配布した。また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画や捕 獲結果、事業評価についてHPで公開した。</p> <p>②8(2)と重複するため、8(2)に統合。</p>	<p>最新の生息状況や捕獲状況等を積極的に公開することで、効率 的・効果的な捕獲につながるるとともに、アンケート調査への協力が得 られやすくなるため、引き続き積極的な情報公開を推進する必要が ある。</p>
<p>8(1)施策の推進体制 (2)施策の検証体制 (23ページ)</p>	<p>①施策の推進体制の整備</p> <p>②施策の検証体制の整備</p>	<p>①平成27年度に千葉県野生鳥獣対策本部会議を2回、対策本部幹事会を 1回、野生鳥獣研究チームによる推進会議及び成績検討会を各1回、地域 野生鳥獣対策会議を10回開催し、県・市町村・関係団体が連携した対策を 推進した。また、平成27年度に、地域ぐるみの対策を実施する体制を強化 するため、「鳥獣被害対策地域リーダー育成事業」を3地域で、「獣害と戦う 農村集落づくり事業」を7地区で実施した。</p> <p>②指定管理鳥獣捕獲等事業に係るイノシシ小委員会を、平成27年度及び 平成28年度に1回ずつ実施し、委員からの意見を実施計画や事業評価に 反映した。また、生息状況調査を行い、捕獲結果と併せ効果検証を行っ た。</p>	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業については、イノシシ小委員会を開催し、 施策の効果を評価・検証することができたが、県全体のイノシシ管理 に対する評価・検証を行う小委員会を開催できなかった。特定の施策 だけでなく、全体的な観点から施策の効果を適宜検証し、必要に応じ 方策を見直す必要がある。</p>